

## 糾弾が続き教育現場は恐怖と混乱へ（5）

「同和行政の実際」という県行政が作成した冊子。その冊子を巡り、県教委が差別事件として糾弾を受け追い詰められる県立図書館問題がおきます。今回はこの県立図書館問題についてお伝えします。

なぜ差別として糾弾を受けたのか、その経緯は次のようなことからおこりました。

冊子は同和行政が円滑に運営できるよう昭和 41 年に作成されたものでしたが、差別事件の解決方法として書かれた内容に「暴力を使わない」「金によって解決してはならない」とあったことに、解放同盟が「運動を暴力的行為と見なしている」、「偏見を持たせる」などの理由で糾弾し、削除することを認めさせました。

翌 42 年に県民生部が、冊子を配布していた市町村などにその部分を削除して使用するよう通達を出し問題の解決が図られました。

冊子には県内 422 カ所の被差別部落の戸数や人口も掲載されていたのですが、ずっと後の昭和 59 年になって、その冊子が県立図書館で一般公開に近い状況で貸し出しされていたこと、通達を出したその部分が削除されずにいたことが問題とされたのです。

冊子は県教育センターから委譲されたものと、どういう経緯か古本屋に流されたそれを県立図書館が購入したものと複数冊あることが分かり、これらを「内部資料を公開していた」など、県行政の責任とされ糾弾を受けることになったのです。

どのように糾弾が行われるのか。

機関紙「解放新聞」の「行政交渉の基本的観点」に、行政をどのように見ており、どのように追及するか、交渉する際の観点が書かれています。これを読んでいただいた上で糾弾を再現してみましよう。

「ややもすれば、われわれをごまかして逃げようとする。ごまかされてもならず、逃げられてもならない。そのために理論と追及の方法をマスターしなければならない。かねてから交渉力をつけなければならないと主張したのは、そのようなことである」(昭和 59 年 8 月 22 日)。

第 1 回目の「同和行政の実際」にかかる糾弾会は昭和 59 年 2 月 13 日に、県行政から桂民生部長、田所教育長、井上図書館長、斉藤県教育センター所長等 21 名が参加しましたが、労働行政からの出席がない、と理不尽な追及がなされ、会場となった福山市解放会館大ホールの 2 階席まで埋め尽くした参加者からも怒りの声が上げられます。

川崎卓志解同県連執行委員から関連のない福山地区高校選抜制度の件が持ち出され、

「改悪に際して県の説明には嘘が多かった、今回も不誠実で、いったい県行政は何を根拠に同和行政を推進しているのか」

とそのことで問い詰められ、行政側が立ち往生させられます。

次いで小森委員長が桂民生部長、田所教育長に辞表を出すよう要求します。さらに

「今日学校で差別が激発しているのは県教委自身が実践に立ち上がる意欲を持たないからだ」「同和教育空洞化を招いた県教委の悪さを歴史的に精密に検査せよ」

と、差別の激発や同和教育が空洞化しているとして、それを県教委の責任にして追及します。そして同和問題の解決をめざす取り組みが実践に役立つ水準まで高まっていないと認めさせ、次の「確認書」を提出させます。

「デタラメを反省し、今後この問題を精密に検討するとともに、こういう観点に立って、すべての行政に取り組んでいきます。」

部会報告で指摘する「特定の主観的立場から恣意的に判断」というのはこのことでしょう。

2 回目の糾弾は 3 月 1 日、600 名を結集して行われました。どの糾弾会でも糾弾相手に総括書、あるいは反省書などをあらかじめ提出させておいて、それをもとに進めます。この日も県行政から提出された書類をもとに追及が行われました。問題の冊子の必要性やその根拠について県教委と教育センターをそれぞれ追及し、答えに窮すると、

「教育センターの業務を停止して反省せよ」

と要求をします。

「教育センターは、教育の基底におく同和教育の理念もなく、内容・方法も持たぬまま教職員を研修している」と批判し、センターで研修を受けている教職員まで含め同和教育について学習すること、福山地区総合選抜の入試制度を例にあげて差別教育復活・反動的な教育にのめり込んでいる、と追及し、認めさせました。

3 回目は 5 月 14 日、福山市解放会館の 2 階席も満員となる 600 名を動員して糾弾が行われました。会は県行政が提出した総括文書により進められましたが、この問題は、

「同和行政・同和教育をすすめる県行政の根本的なところに原因をもつデタラメ性にある」「福山地区総合選抜の類型別コース設定の強行をはじめ、同和教育に逆行する数々の愚行につながる問題だ」

と追及をし、岡田同教課長が答弁に窮したと書かれています。さらに 2 回目の糾弾会の際

「所内研修を徹底して行う期間中の所員の出張は認めない」

旨の確認をしていたのに出張をさせていたことを、「約束を破った」と糾弾します。そして

「自らがかわったことの問題について申告」すること、

「同和行政、同和教育で何が問題なのか明らかにせよ」

と県教委や行政部長らを追い詰めます。

こうして結局「同和行政、同和教育の推進を阻害していると思われる問題点を明確にして次回解放同盟に提示する」という確認書がとられました。

8 月 12 日、「同和行政の実際」にかかる第 4 回目の糾弾会が行われますが、さらに新たな件で糾弾を受ける事態になります。

実は県立図書館の担当課長が部落問題を扱った本など 49 冊を破棄し、22 冊を書架から外したのですが、これが担当課長が独断で破棄し、隠匿した、このことは思想・表現の自由に対する圧殺行為だとして、小森委員長が 7 月 23 日に記者会見を開いて主張したのです。

不適切な行為があったとして課長本人は停職1ヶ月、図書館長・副館長は戒告、教育長

と教育部長に訓告という処分が行われましたが、しかしこれで終わらず解放同盟から糾弾を受ける事態となったのです。

この糾弾会では、まず「なぜ破棄したのか」と追及し、館長から「認識不足であった」、当該課長からは「図書を隠したことがバレることが怖くなり破棄した」と答えさせています。

続いて、本を破棄したことについて

「どういうデタラメ性からきているのか」

と追及を行います。

以下は、どのように追い詰め立ち往生させていったか、その様子です。

(図書館長は)図書が破棄されていたことを知っていて、第2回・3回の糾弾会の際「自らの悪さを自主申告する」と約束していたのに、この4回目の糾弾会までそれを言わずにいたとして追及され、会場からもトボけているとして野次られます。

続いて小森委員長からの追及が岡田課長に向けられ、第1回目の交渉の際に

「同和教育の空洞化を招いた県教委の悪さを歴史的にまとめて検査することを約束したが、どうやって行ったのか」

と追及。岡田課長が

「(第1回目のすぐ後の)2月段階で全課に指示している。同和推進室でまとめて行った」

と答えると、

「だとすると、井上館長は自覚的にデタラメをやったことになるが、どうか」

と追及します。その追及に岡田課長は返答に窮し、「立ち往生」となります。

岡田課長が指示していたということで、図書館長が指示を知らながら悪さを知らないふりをしていたことになり、それが課長の証言によって証明することになるからです。

この後は、確認したことが実施されず問題の根は深い、行政が低迷した同和行政を作り出している、類型別入試の導入問題でも問題を討議し撤回すると言っておきながら強行した、分校廃止もペテンにかけた等、県教委の悪さを主張し、次のような確認書を書かせます。

「県と県教委行政の中で同和問題の解決上問題と考えられる点を、誠心誠意、精密に

検査します」

図書の破棄は思想・表現の圧殺行為だとよく言えたものです。

解放同盟は、昭和 45 年 3 月、高校入試の内申書の改ざん要求を拒否した呉市二河中学校の女性教師を激しく糾弾し、この後、この女性教師は不当配転させられています。その理由は、雑誌「部落」を購読しているというだけです。恣意的なのです。(雑誌「部落」は部落問題研究所が発行していた雑誌で、同研究所は日本共産党と事実上、協力関係にあり、部落解放同盟とは対立関係でした)

部落問題研究所の図書は、昭和 55 年あたりから県教委の通達「問題図書の扱いについて」によって回収、排除されています。図書狩り、現代における「焚書」が行われたのです。呉の女性の教師のように「坑儒」も行われたということです。現在も部落問題研究所の図書は排除されています。 ※1

10 月 24 日に第 5 回「同和行政の実際」の糾弾が行われましたが、高校類型別入試が生徒に差別意識をおこしている、類型に第一志望で入った部落の生徒が 0 人であったことを差別実態であると認めるよう執拗に追及し、小森委員長は

「ここ数年来の教職員による差別事件の続発は、同和教育の空洞化を県教委が自ら行ってきた反映である」「(県立図書館問題などを)指導する立場の者が誤りを起こし、又同和教育の原理を否定する政策を強行するなど学校教育の荒廃化を進めている」

と県教委に教育荒廃の責任を認めるよう追及します。そして図書館問題についてはデタラメな総括書を出したとして

「根本的な反省がなされるまで追及していく」

と解放同盟の言い分を受け入れるまで追及されるのです。

昭和60年1月17日、第6回の「同和行政の実態」糾弾会が解放同盟側300名の参加で厳しく行われました。小森委員長から追及がなされます。

「県立図書館における事態は、県行政の同和问题解決の姿勢がデタラメだという証拠であり、関係職員の認識不足といったレベルの問題ではない」

「職員の業務の中で行われたものである限り『反省』や『認識不足』では済まされない」

「行政責任としてのけじめをどうつけるのか声明せよ」

「差別事件解決の責任を負う県教委自らが重大な差別事件を起こした以上、問題となる新しい施策を中断して、当面する差別事件の解決に当たるよう要求していたにもかかわらず、信頼回復どころか次長・課長が悪知恵を使って分校募集停止と高校入試制度改悪を強行した。2人がその職にとどまる限り一切信頼しない」

「事態は戦後最悪の県教委と言ってよいところまできている」

「教育長をはじめ関係職員の出処進退を明らかにせよ」。

さらに類型別入試問題も持ち出し、県教委がその導入理由に挙げる「個性の伸長」を逆手にとり、志望する生徒には、関係学科の点数が低くても、定数内で受け入れることを要求し、認めさせます。こうした上で教育長に

「事態の責任をとり、問題解決に当たっての基本姿勢を明示すること」などを約束させます。

このように「類型を続けるのなら我々の言うことを聞け」みたいな形で解放同盟の要求を強制する「差別事件を使った脅迫」が行われているのです。

昭和 61 年 2 月 4 日、県立図書館問題などをはじめとした差別事件について「反省と課題」と題して解同県連に提出した総括書をもとに解同側 300 名で糾弾が行われます。

会は吉岡県教育長の「総括反省書の提出が遅れたことをお詫びします」と謝罪から始まる異例なものでした。総括反省書の中に類型別のことが書かれていないと追及が始まり、岡田課長が集中して糾弾されます。県立図書館問題の総括書なのに類型別のことが書かれていないと糾弾するという、あまりにも理不尽な糾弾です。

以前行った糾弾の中でのことが持ち出され

「岡田課長が『類型は差別ではない』と言ったことをどう反省しているのか」

と追及。岡田課長の

「導入の意図には差別はなかった」

と、あくまで差別を否定する回答に不満な解放同盟は別の差別事件を取り上げ追及。別の事件については「知らなかった」と答弁をしますが、聞き方を変えて続けて聞かれる中で「全く知らなかった」に変わったことを

「この場におよんでごまかそうとする態度だ」

と小森委員長から糾弾され、

「ごまかそうという気持ちがあったかもしれません」

と認めさせられます。そうしておいて再び類型別について、

「結果的に差別の助長になった」ことを認めるよう迫ります。しかし依然「類型は個性の伸長をはかる」目的でと、差別と認めない岡田課長。その課長にこう言い放つのです。

「岡田課長が存在することを問題とせざるを得ない」。

そしてその対処を県教委の責任であるよう要求します。まさに恫喝です。部会報告でいう「私的制裁」です。吊し上げはこうやって行われたのです。

さらに木山議長問題にかかり、議長に不見識を植えつけていると主張し、部長に

「議会对応に主体性なく力量不足でした、迷惑をかけ反省しています」旨の確認書を提出させます。

このように県教委の主張は糾弾で封ぜられ、徹底的に屈服させられるのです。県教委に主体性は既にありません。主体性を欠如させられているのです。

しかしこの確認書の最後は次のように締めくくられ、解放同盟に提出させられています。「このことを肝に銘じて教育行政の主体性を貫きます」

※1 「焚書」は、書物を焼くこと。「坑」は、穴に埋めること。一説に、弾圧すること。